

重要なお知らせ

—技能実習評価試験受付及び試験停止の期間延長について—

4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令されたことから、現在、当機構では一時的に事務所を閉鎖するとともに、惣菜製造業技能評価試験について新たな受付及び全国における試験の実施を停止しております。

今般、政府により、緊急事態宣言が5月31日まで延長されたことを受け、当機構においても、現在の事務所閉鎖等の一連の措置について、5月31日まで延長することとしました。

監理団体・実習実施者、及び実習生の皆様にはご不便をおかけいたしますが、新型コロナウイルス感染については、全世界的に未曾有の緊急事態であり、皆様方の生命、安全を守るために必要な措置であるにご理解下さい。

今般、技能実習評価試験の停止が延期されたことにより、在留期間内での受検・在留資格更新が困難となり、次号(次段階)の技能実習へ移行ができない実習生に対し、法務省では4か月の特定活動(就労可)による在留資格延長の措置が講じられておりますので活用下さい。

※参照 出入国在留管理庁 URL：<http://www.moj.go.jp/content/001317458.pdf>

5月31日まで、事務所は閉鎖しておりますので、惣菜製造業技能評価試験について当機構にお問合せ等がある場合には、下記アドレスまでメールをお願いします。その場合、回答までに少し時間がかかる場合もありますので、ご了承願います。

※問い合わせメールアドレス：ginou@otaff.or.jp

令和2年5月6日

(一社) 外国人食品産業技能評価機構